

三宅町商業施設等立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三宅町商業施設等立地促進条例(平成28年三宅町条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条の規定は、この規則において準用する。

(奨励金の交付額等)

第3条 条例第3条第2項に規定する奨励金の交付額、交付基準及び交付時期は、奨励金の種類ごとに別表のとおりとする。

(生活環境への配慮事項)

第4条 条例第4条第1項第4号に規定する適正な配慮とは、公害の防止に関する法令等に定めるもののほか、町長が別に指示する事項とする。

(届出)

第5条 条例第5条の規定により町長に届出をする者は、事業所の建築工事に着手する日の前日までに、商業施設等立地促進奨励措置届出書(様式第1)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項により届出をした内容に変更があったときは、記載事項変更届(様式第2)を町長に提出しなければならない。

3 事業所が事業を休止し、又は廃止したときは、事業休止(廃止)届(様式第3)を町長に提出しなければならない。

(交付の申請等)

第6条 条例第6条第1項に規定する者は、第3条の規定による奨励金の交付を受ける年度に、奨励金交付申請書(様式第4)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定に基づく奨励金の交付の可否は、奨励金交付可否決定通知書(様式第5)により行うものとする。

(交付の請求)

第7条 前条第2項の規定により奨励金交付の決定を受けた者は、速やかに奨励金交付請求書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 この規則による奨励金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事業者の地位の承継等)

第9条 条例第7条に規定する町長の承認を得ようとする者は、速やかに承継申請書(様式第7)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、事業者等の地位の承継について承認・不承認の決定をしたときは、当該承継人に対して承継承認・不承認決定通知書(様式第8)により通知するものとする。

(奨励金の不交付等)

第10条 町長は、条例第8条の規定により奨励金の全部又は一部を交付しないときは、奨励金交付取り消し通知書(様式第9)により通知するものとする。

2 町長は、条例第8条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、奨励金返還命令書(様式第10)により通知するものとする。

3 前項の命令書を受けた者は、町長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた別に定める延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

4 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三宅町商業施設等立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

奨励金の種類	交付額、交付基準	交付時期
商業施設等立地奨励金	条例第4条第1項に規定する対象事業所の投下固定資産に対して賦課された固定資産税額の1/2に相当する額とし、事業開始日以後に家屋又は償却資産に係る固定資産税を町が初めて課することとなった年度から5年度分とする。	交付基準に規定する町が初めて固定資産税を賦課することとなった年度の翌年度とする。
雇用促進奨励金	条例第4条第2項第1号に規定する従業員区分ごとに次に掲げる金額とし、100万円を限度とする。また、準常用雇用者及び短時間労働者は5人を限度とする。 (1) 常用雇用者 30万円 (2) 準常用雇用者 20万円 (3) 短時間労働者 10万円	商業施設等立地奨励金が交付決定される最初の年度とする。ただし、商業施設等立地奨励金の交付が決定される最初の年度が雇用開始日から起算して1年以内の場合は、当該雇用から1年を経過した日の属する年度の翌年度とする。

埋蔵文化財発掘奨励金	<p>条例第4条第2項第2号に規定する発掘調査に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、200万円を限度とする。</p> <p>ただし、届出毎に1回限りとする。</p>	商業施設等立地奨励金が交付決定される最初の年度とする。
治水対策奨励金	<p>条例第4条第2項第3号に規定する施設で、次に定める貯留量を超える貯留量1立方メートル当たり5万円を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。</p> <p>ただし、届出毎に1回限りとする。</p> <p>(1) 大和川流域調整池技術基準(平成30年3月)に規定する施設の貯留量</p> <p>(2) 大和川流域防災調整池等技術基準(小規模開発雨水流出抑制対策)(平成30年3月)に規定する施設の貯留量</p> <p>(3) その他法令に規定する施設の貯留量</p>	商業施設等立地奨励金が交付決定される最初の年度とする。
給水装置設置奨励金	<p>条例第4条第2項第4号に規定するもので、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例(令和7年奈良県広域水道企業団条例第35号)に規定する加入金を納付した額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の1/2とする。</p> <p>ただし、届出毎に1回限りとする。</p>	商業施設等立地奨励金が交付決定される最初の年度とする。
環境施設奨励金	<p>条例第4条第2項第5号に規定する規則で定める施設で、太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーをインバータ等により電気に変換する設備の設置に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の1/2とし、100万円を限度とする。</p> <p>ただし、届出毎に1回限りとする。</p>	商業施設等立地奨励金が交付決定される最初の年度とする。
緑地保全奨励金	<p>条例第4条第2項第6号に規定する緑地で、開発許可基準等で規定する面積を超える緑地を設置するのに要した費用について、1平方メートルにつき1,000円を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。</p> <p>ただし、届出毎に1回限りとする。</p>	商業施設等立地奨励金が交付決定される最初の年度とする。

※各奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。